

最高裁秘書第3418号

平成30年8月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

7月31日付け（8月2日受付、最高裁秘書第3210号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁判所の口頭弁論期日に、弁護修習中の司法修習生が当事者席に着席できるかどうかが分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）